

(案)

第2章 平常時から準備しておくこと

目 標

- 関係機関が、人工呼吸器使用者について、どこに、どのような支援が必要な状態で生活しているのか情報を共有し、平常時から関わりを持つことができる。
- 関係機関が、人工呼吸器使用者・家族と協同して、災害に備え、災害時個別支援計画を立てて準備し、具体的な行動を取ることができる。

主な関係機関

- 1 区市町村（人工呼吸器使用者災害時支援窓口）
 - 2 区市町村（障害・高齢者等福祉担当部署）
 - 3 区市町村（保健担当部署）
 - 4 区市町村（防災担当部署）
 - 5 介護事業所等（介護支援専門員が勤務する部署及び事業所）
 - 6 指定相談支援事業所等（相談支援専門員が勤務する部署及び事業所）
 - 7 医療機関（専門医療機関、かかりつけ医等）
 - 8 訪問看護ステーション（訪問看護を提供している事業所）
- ※ 東京都保健所は、難病・重症心身障害児（者）等について市町村（保健所政令市を除く）への情報提供及び技術的支援を行う。

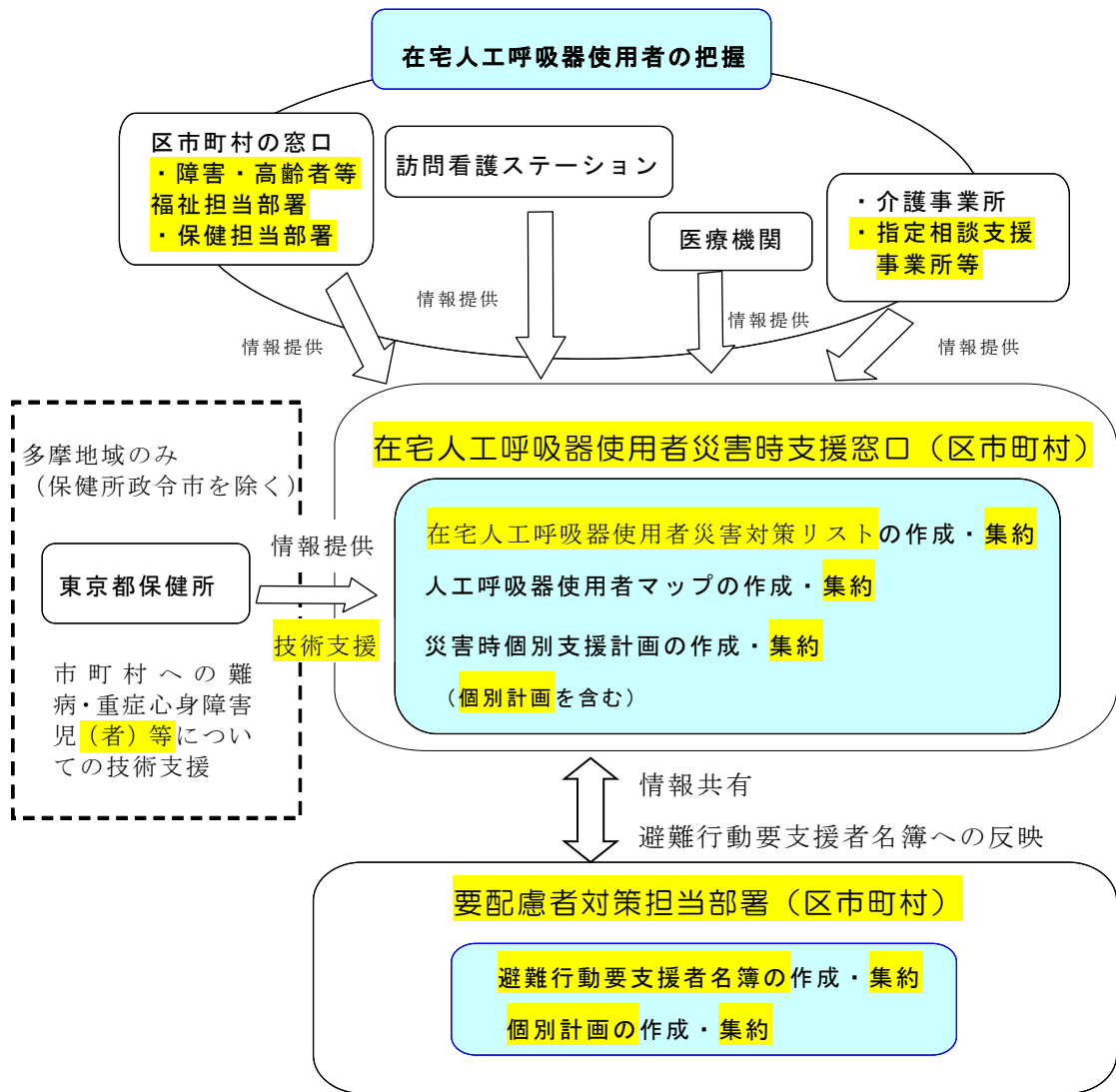
※人工呼吸器使用者災害時支援窓口を障害・高齢者等福祉担当部署や保健担当部署が担っている場合も多い

取組内容 【 】内は担当する機関

- 1 在宅人工呼吸器使用者を把握する【全ての関係機関】 PO
- 2 在宅人工呼吸器使用者災害対策リストを作成・集約する PO
【区市町村（人工呼吸器使用者災害時支援窓口）】
- 3 在宅人工呼吸器使用者のマップを作成・集約する PO
【区市町村（人工呼吸器使用者災害時支援窓口・障害・高齢者等福祉担当部署・保健担当部署）】
- 4 区市町村の防災情報を共有する【全ての関係機関】 PO
- 5 災害時個別支援計画を作成する PO
【人工呼吸器使用者・家族、区市町村（障害・高齢者等福祉担当部署・保健担当部署）、訪問看護ステーション等】 PO
※災害時個別支援計画の共有は全ての関係機関
- 6 防災・避難訓練を実施する【全ての関係機関】 PO

(案)

平常時からの準備（各機関の役割）



【 】内は担当する機関

1 在宅人工呼吸器使用者の把握【全ての関係機関】

在宅人工呼吸器使用者を把握できる機会や機関は、疾病や障害、利用する制度によって異なります。どの機関が把握しても情報が一元的に管理されるよう、情報を集約する部署（在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口、以下「支援窓口」といいます。）を区市町村毎に決めています。

人工呼吸器使用者を把握した機関は、本人・家族に災害対策の必要性を説明し、了解を得た上で支援窓口に連絡します。

市町村の区域（保健所政令市を除く）では、難病患者、重症心身障害児(者)

(案)

は東京都保健所が平常時の療養支援を担当している場合もありますので、東京都保健所との連携が必要です。東京都保健所において人工呼吸器使用者を把握した場合にも本人・家族の了解を得たうえで、市町村の支援窓口につながります。

医療機関が入院中の人工呼吸器使用患者を在宅に移行させる場合や、訪問看護ステーションや関係機関が在宅療養を開始する人工呼吸器使用者を把握した場合にも、本人・家族の了解のもと区市町村の支援窓口につながりを入れるようにします。必要に応じて「災害時・緊急時支援に係る情報提供書兼同意書」（以下「情報提供書兼同意書」といいます。○ページ参照）等を活用します。支援窓口以外の部署が連絡を受けた場合は、その情報を支援窓口につながります。これらの情報が確実に集約されるよう、日頃からの各関係機関における連携が重要です。

訪問看護ステーションは利用者の同意を得て、患者の居住地を管轄する区市町村又は都道府県の求めに応じて、訪問看護の状況について情報提供をすることができます。人工呼吸器使用者については情報提供書を送付してもらうよう予め区市町村から訪問看護ステーションに依頼しておくことも把握につながります。

また、人工呼吸器取扱事業者等との連携による患者把握も有効な方法と考えられます。具体的には、人工呼吸器取扱事業者を通じて、区市町村が実施する災害時要配慮者支援について広報を行う等の対応が考えられます。

(1) 難病患者

ア 区市町村の難病医療費助成申請窓口での把握

都の行う難病医療費助成の申請の際に提出される「特定医療費支給認定申請書」の「病名等の情報」の「その他申請状況」欄から、又は「その他」の「医療処置」の欄から人工呼吸器使用者を把握します。

イ 区市町村の保健所・保健センター等での把握

(ア) 医療費助成申請時の面接

医療費助成申請時に人工呼吸器を使用している、又は人工呼吸器を使用する可能性が高い疾病に該当する患者・家族と面接を行う機会があります。この機会を活用して把握します。

(イ) (ア) 以外の日常業務中での難病患者・家族からの相談

(ウ) 医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業所、障害・高齢者等福祉担当部署等の関係機関からの相談

(案)

ウ 東京都保健所での把握

(ア) 難病医療費助成申請書兼同意書

新規申請の場合には、市町村に提出された「特定医療費支給認定申請書」の写しが都疾病対策課を経由して都保健所に送られます。

特定医療費支給認定申請書に人工呼吸器を使用していることが記載されている場合、又は人工呼吸器を使用する可能性が高い疾病に該当する患者には保健所から積極的に関わる必要があります。

(イ) 日常業務の中での難病患者・家族からの相談

(ウ) 医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業所、区市町村の障害・高齢者等福祉担当部署等の関係機関からの相談

エ 医療機関、訪問看護ステーションでの把握

(ア) 人工呼吸器を使用する可能性がある患者の診断・把握時

(イ) 呼吸困難などによる症状悪化に伴う人工呼吸器装着時

(2) 疾病及び外傷による呼吸障害等に起因する人工呼吸器使用者

ア 区市町村の障害福祉担当窓口での把握

(ア) 身体障害者手帳の申請

「身体障害者診断書・意見書」の「障害名」や「原因となった疾病・外傷名」、「参考となる経過・現症」に人工呼吸器使用と記載されているか確認します。

(イ) 障害福祉サービスや地域生活支援事業等の利用相談

イ 区市町村の介護保険担当窓口での把握

(ア) 要介護認定の相談又は申請

(イ) 各種在宅サービスの利用相談

ウ 医療機関での把握

入院中に人工呼吸器を装着した場合

エ かかりつけ医、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業所等での把握

(ア) 患者・家族からの利用相談

(イ) 医療機関からの紹介や依頼

(案)

(3) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児

ア 区市町村の保健所、保健センター等母子保健担当部署での把握

(ア) 各種届出(出生通知票、養育医療申請書、育成医療申請書、小児慢性医療費助成申請書)及び健診等(新生児訪問、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)

(イ) 東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業の相談

(ウ) 医療機関からの退院相談、退院連絡票

(エ) 家族、関係機関からの相談

イ 東京都保健所での把握

(ア) 東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業の相談

(イ) 医療機関からの退院相談、退院連絡

(ウ) 家族、関係機関からの相談

ウ 医療機関での把握

入院中に人工呼吸器を装着した場合

エ 区市町村の障害担当窓口での把握

(ア) 身体障害者手帳の申請

(イ) 障害福祉サービスや地域生活支援事業等の利用相談

オ 通所施設・保育園・幼稚園等での把握

人工呼吸器を使用する子供が入所した場合

カ 特別支援学校・小中学校等での把握

人工呼吸器を使用する子供が入学した場合

2 在宅人工呼吸器使用者災害対策リストの作成

【区市町村(人工呼吸器使用者災害時支援窓口)】

人工呼吸器使用者を把握した各関係機関は、区市町村の定める支援窓口

に情報を伝えます。支援窓口は、各関係機関から提供された情報を集約し、把握した人工呼吸器使用者について以下のポイントを参考にリストを作成します。作成したリストは、要配慮者対策担当部署が作成する避難行動要支援者名簿とも情報を共有しておく必要があります。(○ページ参照)

- ① 更新やデータの並べ替えなどができるよう電子データで作成します。年1回はデータを住民基本台帳と突合させるなど、定期的に更新します。

(案)

また、年1回は訪問等により、情報を確認しておく必要があります。

- ② 災害時にすぐ活用できるよう印刷し、あらかじめ定めた場所に保管し、関係職員に周知しておきます。
- ③ 災害時に優先順位がつけられるように、災害時個別支援計画をもとに以下の項目を盛り込みます。

(「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」○ページ参照)

○ 人工呼吸器の換気方法

- ・ T P P V※1 (気管切開による人工呼吸療法)
人工呼吸器に内部バッテリーが内蔵されています。
- ・ N P P V※2 (鼻マスク等を用いた人工呼吸療法)

N P P Vでは内部バッテリーが内蔵されていない機種もあります。

※1 T P P V : Tracheostomy positive pressure ventilation

※2 N P P V : Non-invasive positive pressure ventilation



○ 人工呼吸器の使用時間

24時間使用か、夜間のみなど間欠的な使用かを記載します。24時間使用の場合は停電時には危険度が高くなります。

○ 内部バッテリーの有無と作動時間

内部バッテリーが内蔵されていない場合、停電時にすぐに人工呼吸器が止まってしまい、特に危険度が高くなります。

○ 外部バッテリーの有無と作動時間

○ 自家発電機や車(シガーソケット等)による発電や電力供給の可否

○ 充電式の吸引器、足踏み式など非電源式吸引器の有無

○ 家族や支援者の有無

○ 関係機関(訪問看護ステーション、かかりつけ医、介護事業所、指定相談支援事業所、専門医療機関、保健所等)

○ 安否確認事項、確認者、確認時間(○ページ参照)

安否確認時にチェックをしながら書き込みます。

- ④ 在宅人工呼吸器使用者災害対策リストの他に、災害時個別支援計画をファイルしておく、職員で手分けして家庭訪問をするときに役立ちます。

(案)

3 在宅人工呼吸器使用者のマップの作成

【区市町村（支援窓口・障害・高齢者等福祉担当部署・保健担当部署等）】

区市町村の支援窓口は、在宅人工呼吸器使用者災害対策リストに記載している人工呼吸器使用者の所在地をハザードマップ上にマッピングします。災害時に連絡手段や交通手段が絶たれることもあるため、訪問看護ステーションも同時にマッピングしておくこと、在宅人工呼吸器使用者の担当の訪問看護ステーションが災害時に支援できるかどうかの判断の目安になります。速やかに支援ができない場所に位置する場合は、行政が優先して支援に行くなど別の方法を考える必要があります。

＜在宅人工呼吸器使用者マップの例＞


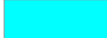




※東京都防災ホームページ 神田川浸水予想区域図より

※例示のため、都庁等公的機関を患者宅に、大学病院等を訪問看護ステーションに見立て、マッピングしている。

ハザードの例示

(浸水した場合に想定される水深)

	0.2～0.5 m
	0.5～1.0 m
	1.0～2.0 m
	2.0～5.0 m

(案)

4 区市町村の防災情報の共有

【人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関は、各区市町村の防災担当部署等関連部署に以下の防災情報を確認しておきます。

また、関係機関は、区市町村が開催する防災や要配慮者対策等に関する会議等を活用し、情報を共有することで連携を図っていくことが重要です。

- ① ハザードマップ・地域危険度
- ② 災害情報がどのような状況の時に発令されるか
- ③ 災害情報の伝達方法
- ④ 避難行動要支援者名簿への登録の有無
- ⑤ 避難行動要支援者の安否情報の伝達ルート
- ⑥ 指定している避難場所、避難所、福祉避難所及び充電が可能な施設等の場所
- ⑦ 災害時の医療体制（緊急医療救護所の設置場所等）

5 災害時個別支援計画の作成

【人工呼吸器使用者・家族、区市町村（支援窓口・障害・高齢者等福祉担当部署・保健担当部署等）、訪問看護ステーション等】

(1) 災害時個別支援計画の作成手順

災害時個別支援計画は、人工呼吸器使用者・家族の意向が十分に反映される必要があります。区市町村の支援窓口は、各関係機関（かかりつけ医、訪問看護師、介護支援専門員、相談支援専門員、ホームヘルパー等）に呼びかけるとともに、患者・家族を交えて、以下の五つの手順をもとに災害時個別支援計画を作成します。

- ステップ1 起こりうる災害（ハザード）を確認する
- ステップ2 災害予想時・災害発生時の対応を決定する
- ステップ3 災害対応に必要な情報を整理する
- ステップ4 災害時個別支援計画は人工呼吸器使用者・家族と関係機関で共有・保管する
- ステップ5 年1回は災害時個別支援計画を見直す

(案)

ステップ1 起こりうる災害（ハザード）を確認する

各区市町村や東京都の防災ホームページ等のハザードマップで、人工呼吸器使用者宅が「洪水」「高潮」「土砂災害」等が想定されている区域内か否かを確認します。建物倒壊や延焼火災の危険性は地域危険度を確認します。

○居住地のハザードの確認：区市町村のホームページ

○広域避難等を検討する場合：国土交通省 ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

○地震に関する地域危険度測定調査：東京都都市整備局

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm

また、区市町村の本庁・支所や保健所・保健センター、主治医が所属する医療機関、訪問看護ステーション及び介護事業所、指定相談支援事業所等関係機関のハザードも確認しておきます。

ステップ2 災害予想時・災害発生時の対応を決定する

①停電時、②地震発生時、③風水害時等に迅速かつ適切に対応するために、具体的な行動を決めておきます。

ア 決定しておくべき共通事項

(ア) 安否確認をどこが行うのか

東日本大震災時には同一の人工呼吸器使用者に対して、保健所、拠点病院、訪問看護ステーション、介護事業所等複数の機関が安否確認を行い、使用者・家族が疲れきってしまったという事例がありました。

あらかじめ、どういう場合にどの機関が安否確認を行い、どのように関係機関に連絡するのか決めておきます。また、安否確認を行う機関は、あらかじめ在宅人工呼吸器使用者災害対策リストを作成しておきます。

各関係機関が災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）等）を確認する、訪問看護ステーションが安否や状態を確認し、区市町村の支援窓口等に連絡する、ホームヘルパーからの連絡を待つ、人工呼吸器使用者・家族からメールをもらう、区市町村の福祉のケースワーカーが訪問して支援窓口等に連絡する、近所の方が訪問して支援窓口等に連絡する、保健所・保健センターが訪問する等、安否確認とその連絡方法は人工呼吸器使用者ごとに異なる

(案)

ります。また、複数の安否確認方法を決めておくことが大切です。

区市町村の本庁・支所や保健所等の被災や、予定していた安否確認機関が被災した場合などの対応方法もあらかじめ考えておきます。

(イ) 地域における支援者の確保

人工呼吸器が停止するような状況になるなど、避難のために移送が必要な場合には、人工呼吸器使用者・家族のみでの対応は不可能です。日頃から、シミュレーションを実施することに努め、家族のみでなく近所の方や民生委員等、地域において複数の支援者を確保しておくことが大切です。

(ウ) 体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先

災害発生時の医療機関の対応は、平常時の対応とは異なる場合があります。災害時にどの医療機関がどのような役割を担うのか、事前に確認しておく必要があります。

その上で、災害発生時に状態が悪化した場合を見据え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておくなど、事前の備えが大切です。

また、患者・家族、関係機関は、平常時からどのような状態の悪化が受診、入院の目安となるのかについて、かかりつけ医に相談しておくことが大切です。

【参考：災害時の医療体制】

災害時における診療所、歯科診療所及び薬局は、次の二つの役割を担っています。

① 専門的医療を行う診療所

救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。

② 一般診療所・歯科診療所及び薬局

「①専門的医療を行う診療所」、以外の診療所・歯科診療所及び薬局は、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます。

また、東京都は、被災地の限られた医療資源を有効に活用するため、すべての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院のいずれかに区分しており、それぞれに役割があります（○ページ参照）。

(案)

大規模災害等により、通常の医療体制では対応できない場合、区市町村は各地域防災計画等に基づいて医療救護所(〇ページ参照)を設置します。

イ ハザード別に決定しておくべき事項

(ア) 停電時

<まずは在宅で療養継続するための準備>

停電直後は人工呼吸器等の故障がないかを確認し、故障がない場合はあらかじめ準備した対応で停電によるトラブルを乗り越えます。

長時間の停電に備え、人工呼吸器の場合は交互に充電ができるよう、複数台の外部バッテリーを用意するなど事前の準備が重要です。車のシガーソケットや発電機を用いて充電する場合は、主治医や人工呼吸器取扱業者にその接続方法や使用方法について確認します。

外部バッテリーの保有については診療報酬が充てられていますので主治医とよく相談することが必要です。

人工呼吸器以外の電源を必要とする医療機器についても、非電源式のをあらかじめ用意しておくなど、事前の準備が大切です。

在宅で療養継続するための事前準備

電源を必要とする医療機器の準備と確認	<ul style="list-style-type: none">・人工呼吸器の内部バッテリー・外部バッテリーの作動時間、充電に要する時間、バッテリーと人工呼吸器の接続方法の確認・充電式吸引器、非電源式吸引器の準備・発電機やシガーソケットに接続するケーブル等の準備と接続方法の確認・酸素濃縮器の取替え用酸素ボンベの準備と接続方法の確認・蘇生バッグの準備と使用方法の確認 <p>(24時間 NPPV 使用患者の蘇生バッグ対応については主治医と相談が必要)</p>
人工呼吸器の確認内容	<ul style="list-style-type: none">・人工呼吸器の正常作動を確認する方法・人工呼吸器が動いていない時は蘇生バッグ使用・かかりつけ医や訪問看護ステーション、呼吸器取扱事業者等の連絡先の確認

(案)

停電の確認方法 停電情報の入手 方法	<ul style="list-style-type: none">・ブレーカーが落ちていないか確認・近隣の停電状況を確認・東京電力パワーグリッド株式会社に確認ホームページの場合「停電情報」スマートフォンアプリの場合「TEPCO 速報」・東京電力エナジーパートナーカスタマーセンターに確認（電話問い合わせの場合）・区市町村の防災情報の確認・広報車等による情報の確認・東京電力パワーグリッド株式会社への登録※
停電が長引いた ときの対応	<ul style="list-style-type: none">・発電機や車のシガーソケットからの電源確保の方法、機器との接続方法・その他の電力が必要な機器及び介護用品への対処方法・バッテリーの充電が可能な発電設備がある場所の確認・支援者への支援要請の方法（誰にどのように連絡するのか）

※ 東京電力パワーグリッド株式会社に登録した場合、①停電発生時には、停電エリアに居住の登録者に対し、停電の発生や復旧見込みの連絡を可能な範囲で行う、②登録者に対し年1回文書の送付や電話等により自衛措置勧奨を行う。

<停電が長引き在宅療養が困難な場合の避難先>

停電が長引き、在宅での対応が難しくなった場合、またはそれが予想される場合は、避難を考えます。

避難するための事前準備

避難先の確認	<ul style="list-style-type: none">・自家発電設備や発電装置を保有している公共施設・発電設備のある民間協力施設・あらかじめ決めておいた親類・知人宅等・かかりつけ医療機関等
移送手段の確認	【自助】

(案)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、親類、福祉タクシー、民間の搬送業者 <p>【共助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民、民生委員、自治会役員等 ・ (あらかじめ依頼している) 避難時の支援者 等 ・ 上記搬送ができない場合の対処方法
移送支援者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移送には複数名の支援者が必要 (誰にどのように連絡するのか) <p>※蘇生バッグの使用担当、人工呼吸器等機器の搬送担当、人工呼吸器使用者の搬送担当など</p>

(イ) 地震発生時

< 自宅倒壊、火災、津波等の危険がなければ在宅で療養継続 >

地震発生直後は身の安全を最優先に行動します。次に、在宅で療養継続が可能なか検討します。

在宅で療養継続するための事前準備

環境整備 災害用備蓄品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震が発生しても安全を確保できるよう、患者のベッド周囲には落下物を置かないなど環境の整備 ・ 災害用の備蓄品や医療器材などを準備
人工呼吸器の 確認内容	停電時に同じ
安否の連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認を行う機関と人工呼吸器使用者との連絡方法の確認 <p>(例) 災害用伝言サービス (災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (Web 171)、災害用音声お届けサービス) の利用、Eメール、訪問等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認を行う機関 (訪問看護ステーション、区市町村、保健所・保健センター等) と区市町村の支援窓口等との連絡方法の確認
情報の入手方法 (○ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリ ・ 区市町村のホームページ、メール配信サービス ・ 緊急速報メール

(案)

停電時の対応	停電時に同じ
在宅で様子をみるか、避難するかの判断の基準	<ul style="list-style-type: none">・家屋の倒壊がないなど安全の確保ができるか・バッテリー等で電源の確保ができるか・病状が安定しているか・介護者が介護できる状況にあるか・在宅療養のための支援者が得られるか

<在宅療養が困難な場合の避難先>

在宅療養が困難となった場合の対応も考えておきます。

避難するための事前準備は停電時と同じです。

(ウ) 火災発生時

<速やかに避難が必要>

地震に伴う火災では区市町村の防災行政無線や広報車などで情報を入手して判断します。

出火防止対策及び避難行動の判断と避難するための事前準備

環境整備	<ul style="list-style-type: none">・火の始末の確認方法・住宅用火災警報器の設置・消火器の設置・避難用の備蓄品や医療器材などを準備・消防署の防火防災診断を受ける・区市町村の緊急通報システム加入
情報の入手方法	・区市町村の防災行政無線、防災メール、広報車
対応を開始する情報	・どのような情報が発令された時にどのように避難行動を開始するのか
避難情報が出た時の連絡先と連絡方法	<ul style="list-style-type: none">・近隣の支援者・区市町村、訪問看護ステーション、保健所・保健センター、かかりつけ医等 ※ 連絡方法を考えておく。
避難先 移送手段 移送支援者	停電時に同じ

(案)

(エ) 風水害時

< 災害発生のおそれがある時は速やかに避難 >

風水害は事前に気象情報を確認することによって、災害発生を一定程度予測できます。気象情報や避難情報をもとに、避難の準備や開始のタイミングなど、その時々実施すべきことをあらかじめ決めておきます。事前の準備により、発災前の避難など、いざというとき取るべき行動をより適切に整理することができます。

東京都では事前に予測が可能な風水害から身を守り、命を守る行動がとれるよう、事前の準備や取るべき行動をあらかじめ決めておくために「東京マイ・タイムライン」(○頁参照)の作成を推奨しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html>

避難行動の判断及び避難するための事前準備

ハザードマップ等の確認	<ul style="list-style-type: none">・自分の住んでいる地域に起こりうる災害の確認 ハザードマップ 地域危険度・東京マイ・タイムラインの確認及び作成
環境整備	<ul style="list-style-type: none">・災害用の備蓄品や医療器材などを準備
情報の入手方法 (○ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">【避難情報】・区市町村のホームページや防災行政無線放送【気象情報】 ※常に確認・台風・河川の氾濫・土砂災害等の情報を併せて確認【その他】・東京都防災ホームページ・東京水防災総合情報システム・テレビリモコンのdボタン・行政機関等のツイッター 等
対応を開始する情報 (○ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">・どのような情報が発令された時にどのように避難行動を開始するのか
避難情報が出た時の連絡先と連絡方法の確認	<ul style="list-style-type: none">【自助】・家族、親類、知人宅などあらかじめ決めておいた避難先※避難先については下記【避難先】を参照【共助】

(案)

	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民、民生委員、自治会役員等 ・(あらかじめ依頼している) 避難時の支援者 ・訪問看護ステーション、かかりつけ医等 <p>【公助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村、保健所・保健センター等
避難先 移送手段 移送支援者	<p>【避難先】</p> <p>ハザードマップを確認し、浸水の深さ、浸水が続く時間から避難する場所をあらかじめ決めておく</p> <p>※浸水の深さが浅く、浸水が続く時間が短いという場合でも、床上浸水が想定される場合は、自宅や近隣の丈夫な建物の2・3階以上</p> <p>※浸水の深さが深く、浸水が長く続くことが想定される場合には、居住する自治体の外への広域避難も検討 等</p> <p>【移送手段・移送支援者】</p> <p>避難経路が浸水エリアに当たらないかを確認する。最短ルートで避難できない場合も加味して搬送時間、対応を検討する。</p> <p>詳細は停電時に同じ</p>

情報の入手方法

入手方法	入手できる情報	注意点
テレビ・ラジオ	<p>【災害情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 大雨、暴風、洪水、波浪、高潮等の注意報・警報 指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等 ○地震情報 震度、震源、津波予報等 ○火山情報 等 <p>【避難情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、災害発生情報等 	停電時にも使用できる電池式のラジオの準備

(案)

区市町村のホームページ 防災行政無線 行政機関等のツイッター	○気象情報 ○地震情報 ○避難情報 ○その他の地域情報 等 ※居住地のより具体的な情報が得られる	防災行政無線の放送が聞き取れる地域か確認しておく スマートフォン、携帯電話の充電器の準備
自治体のメール配信サービス 緊急速報メール	○気象情報 ○地震情報 ○避難所開設情報 ○その他の地域情報 等 ※事前登録により、居住地のより具体的な情報が送付される	居住地の区市町村にメールアドレスの登録が必要な場合が多く、事前に確認した上で登録する スマートフォン、携帯電話の充電器の準備
東京都防災ホームページ 東京都防災アプリ	○気象情報 ○地震情報 ○火山情報 ○リアルタイム降雨情報 ○避難情報 等	アプリは事前にダウンロードしておく スマートフォン、携帯電話の充電器の準備

【参考：防災気象情報の確認方法】

国や都道府県から発表される防災気象情報と、区市町村から発表される避難情報を合わせて確認します。防災気象情報、避難情報の種類や内容については○ページ参照。

警戒レベルとは、住民が取るべき行動と、住民に行動を促す情報（避難情報等）を関連付けたもので、住民自らが行動をとる際の判断の参考となるものです（○ページ参照）。

ステップ3 災害対応に必要な情報を整理する

災害発生時はあらかじめ決めておいた対応ができないこともあります。また、かかりつけではない医療機関に搬送されることもあります。

適切な支援が継続できるよう、これまでの経過や人工呼吸器の設定、コミュニケーション方法などを整理し、災害時個別支援計画の「緊急時の医療情報連絡票」（○ページ）に記載しておきます。難病患者の場合、難病等医療費助成制度の新規・更新手続の際に提出する「臨床調査個人票」の写しを残しておくことも一つの方法です。

(案)

ステップ4 災害時個別支援計画を人工呼吸器使用者・家族と関係機関で共有・保管する

作成した災害時個別支援計画は、原本を人工呼吸器使用者・家族が保管し、人工呼吸器使用者・家族の同意を得て、区市町村の支援窓口のみでなく、区市町村の障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署、主治医、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業所等の関係機関は写しを保管しておき、災害時に連絡を取り合わなくても、それぞれの機関があらかじめ定めておいた対応ができるようにしておきます。また、要配慮者対策担当部署とも情報を共有しておく必要があります。

災害時個別支援計画の写しは、人工呼吸器使用者宅に印をつけた住宅地図とともに、可能なら人工呼吸器使用者の写真や個別性の高いケアに必要な情報等も添付して保管しておくこと、災害発生時に担当以外の者が支援する際に有効です。

ステップ5 年1回は災害時個別支援計画を見直す

作成した災害時個別支援計画は、人工呼吸器使用者、支援者等の状況によって変化します。そのため、年1回は災害時個別支援計画を見直す必要があります。

サービス担当者会議を活用する、災害時個別支援計画見直しの場を各関係機関が集まる機会として位置づけるなど人工呼吸器使用者に合った見直し方法を決めておきます。また、災害時個別支援計画の見直し時には、発電機の作動や外部バッテリーと人工呼吸器の接続、非電源式吸引器や蘇生バッグを使用するなど、災害を想定したシミュレーションを行います。必要に応じて医療機器取扱業者等に協力を依頼し、関係機関でその使用方法の確認や作動ができるようにしておきます。

(案)

6 防災・避難訓練の実施

【人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

実際に災害が起こったことを想定し、災害時個別支援計画に基づいた行動ができるか、人工呼吸器使用者・家族及び関係機関で確認しておく必要があります。また、関係機関とともに災害時個別支援計画に沿った防災・避難訓練を行えば、計画どおりに行動可能か点検することができます。近所の方や民生委員等、地域における支援者とも段取りや手順等を相談しておきます。

① 区市町村や保健所等

災害時に担当職員が出勤できないことも想定して、他の職員でも在宅人工呼吸器使用者災害対策リストとマップにより、災害の発生地域や被災状況を考慮しながら優先順位を決め、災害時個別支援計画に基づく安否確認を行うことができるよう手順を確認します。

② 医療機関

院内の災害対策会議や防災訓練の際、救急患者の受入れと人工呼吸器使用者の受入れについて検討しておく必要があります。

③ 訪問看護ステーション

災害時の職員の連絡体制や人工呼吸器使用者の安否確認の方法、関係機関との連絡方法等について確認しておきます。

災害時にも人工呼吸器使用者が安全に療養生活を継続するためには、日ごろから蘇生バッグの使用や人工呼吸器と外部バッテリーの接続、非電源式吸引器の使用などを行っておきます。また、日々のケアの中でも発災時の円滑な避難を意識した安全管理や、予備物品の管理などを行うことが必要です。

訪問看護ステーションの看護計画の中にも災害時対策を念頭に、外出するための準備を整えるなどの支援計画を日常的に入れていくことも有効です。

④ 合同防災・避難訓練

個々の機関による訓練に加え、区市町村の防災・避難訓練などの際に、防災担当部署の協力を得て、近隣の支援者や関係機関とともに災害時個

(案)

別支援計画に沿った最寄りの避難所までの移動や、災害・避難情報へのアクセス練習などの防災・避難訓練を行ってみることは、計画の妥当性を検証する良い機会となります。そのことが、人工呼吸器使用者・家族の自助力、地域の支援者の共助力の向上、地域の支援体制の確認・強化の機会になります。

ただし、避難訓練を安全に実施するためには、主治医や訪問看護師等に事前に実施方法を相談してから行うことが必要です。